

CTG (Clinical Trial Group) 委員会 臨床研究助成金支給に関する細則

(目的)

第1条 CTG委員会臨床研究助成金を設け、会員の臨床研究の促進に寄与することを目的とする。

(申請)

第2条 本助成金の支給を受けようとする研究責任者は日本集中治療医学会の正会員でなければならない。

- 2 本助成金の支給を受けようとする者はAPRINeラーニングプログラムJSICMコースまたは各施設でJSICMコースに相当する倫理講習の受講実績を有していなければならない。
- 3 本助成金の支給を受けようとする者は別に定める申請書（様式1、2、3）を期日までにCTG委員会に提出しなければならない。
- 4 実質的にすでに開始されている研究は申請できない。
- 5 同一研究グループから同年度に複数の研究を申請することはできない。
- 6 他機関からすでに助成金（科学研究費など）を受けている研究は申請できない。
- 7 営利を目的とした研究は申請できない。
- 8 申請者の施設において本助成金の受け入れが可能であることを予め確認し、その旨を申請書に記載しなければならない。

(選考)

第3条 CTG委員会は別に定める臨床研究助成金支給に関する内規に従って選考する。

- 2 支給研究は理事会の議を経て決定し、結果を申請者に速やかに通知する。
- 3 特に優れた研究については、学会主導共同研究推進会議に学会主導研究候補として推薦することができる。
- 4 CTG委員会構成員が候補研究の責任者あるいは共同研究者の場合、選考に参加できない。

(支給内容)

第4条 支給総額はCTG委員会より予算申請を行い、理事会の審議によって決定する。

- 2 支給総額内で支給研究の申請額に応じて助成金額を決定する。
- 3 助成金の支払先は団体（施設）とする。
- 4 支給を受けようとする者は別に定める申請書（様式7）で支給の申請を行う。
- 5 助成金の使用期限は助成決定日の翌々年の3月末までとする。
- 6 別に定める申請書（様式6）により申請を行うことで使用期限を1年延長することができる。
- 7 助成決定後に相応の理由で辞退するものは別に定める申請書（様式5）を提出しなければならない。

(公表)

- 第5条 支給研究責任者は、助成決定後の3年以内に本学会学術集会において研究内容を報告しなければならない。その際、「CTG委員会 臨床研究助成金支給研究」あるいは「Japanese Society of Intensive Care Medicine Clinical Trial Group Research Grant」であることを明示すること。
- 2 前項の報告にあたっては、研究が終了していない場合、中間報告も認めることとする。
 - 3 支給研究責任者は研究終了後、査読付き英文誌などに研究成果を投稿するように努力しなければならない。その際、「CTG委員会 臨床研究助成金支給研究」あるいは「Japanese Society of Intensive Care Medicine Clinical Trial Group Research Grant」であることを明示すること。
 - 4 研究助成金については、その用途について別に定める報告書（様式4）を用いて助成決定日の翌々年の6月末までにCTG委員会に報告しなければならない。
 - 5 前項の提出期限は、第4条第5項により使用期限の延長をした場合は助成決定日から3年後の6月末までとする。
 - 6 上記に反する行為が見られた場合は、助成金は全額返却しなければならない。

(改定)

第6条 本細則はCTG委員会の発議により理事会で審議、承認の上で改定できる。

附 則 この内規は、2019年12月19日から施行する。
この改定は、2020年8月21日から施行する。
この改定は、2021年2月11日から施行する。
この改定は、2022年3月17日から施行する。